

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：農業費 目：農山村振興費

事業名 獣肉処理施設整備事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 農村振興課 鳥獣害対策室 鳥獣害対策係 電話番号：058-272-1111(内 3176)

E-mail: c11427@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 3,000 千円 (前年度予算額：5,000 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	5,000	0	0	0	0	0	0	0	5,000
要求額	3,000	0	0	0	0	0	0	0	3,000
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

県内で捕獲されたイノシシやシカを食用として有効活用するため、県が策定した「ぎふジビエ衛生ガイドライン」に沿って解体処理を行うために必要な施設整備について助成する。

(2) 事業内容

【補助対象】

- ・解体処理用建物 (改築も可)、給排水設備、汚物・汚水処理設備、加工用設備、冷蔵・冷凍設備等に係る必要な経費

【事業主体】

- ・県内の法人又は任意組合 (構成員 3 戸以上)、食品衛生法に基づく食肉処理業の許可を取得する者。
- ・県が策定した「ぎふジビエ衛生ガイドライン」を遵守して解体処理を行い、当該施設から獣肉を広く流通させることが見込まれる者。

【補助率等】

- ・県内の法人又は任意組合：1 / 2 以内 (上限 1, 0 0 0 千円)

(3) 県負担・補助率の考え方

捕獲鳥獣の処理については、県が鳥獣被害対策を行っていくうえで緊急の課題であり、県負担は妥当。

補助率は、施設整備に係る経費負担が大きいため1/2と設定する。

(4) 類似事業の有無

有り〔鳥獣被害防止総合対策交付金〕

当該交付金は、市町村鳥獣被害対策協議会又はその構成員が実施主体となるものであり、今回要望する事業にて想定する実施主体（民間団体等）は対象外。

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	3,000	解体処理用建物や必要な設備導入に対する補助
合計	3,000	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

岐阜県鳥獣被害対策本部において定めた「鳥獣害対策・ジビエ長期戦略」

(2) 国・他県の状況

- ・鳥獣被害防止特措法において、食用としての利活用に対し支援を講じることが明記。このため国では、鳥獣被害防止総合対策交付金の中で、解体施設への支援を実施している。

※ただし、今回要望する事業の実施主体（民間団体等）は対象ではない

- ・三重県、富山県等において、独自で解体施設への補助事業があり、消費拡大の事業と併せて、ジビエの振興を図っている。

(3) 後年度の財政負担

長期戦略目標年である令和3年度に獣肉利活用の状況を踏まえ検討する。

(4) 事業主体及びその妥当性

獣肉利活用を推進していくうえで、鳥獣被害防止総合対策交付金の対象とされない民間団体や一般企業は事業主体として妥当である。

県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

補助事業名	獣肉処理施設整備事業費補助金
補助事業者	県内の法人または団体等 (理由) ガイドラインに則し施設整備を進める団体である
補助事業の概要	(目的) ぎふジビエ衛生ガイドラインに基づく適正な解体処理が行われる施設を県内各地域に整備する。 (内容) 解体処理施設の整備、給水設備、排水設備、汚水処理設備、加工用設備等への助成
補助率・補助単価等	(内容) 1/2 以内 (上限) 1,000 千円 (理由) 施設整備を推進するため必要経費を助成する
補助効果	対象獣種 (イノシシ、シカ) の捕獲推進
終期の設定	終期令和3年度 (理由) ジビエの活用率25%を達成するため施設整備を推進する必要があるため。

(事業目標)

<p>・ 終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p>令和3年度末までに、ジビエの活用率25%を達成するため、ぎふジビエ衛生ガイドラインに沿って処理が可能な処理施設を整備する。</p>

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (H24年度末)	目標 (R3年度末)	目標 (終期)
ぎふジビエ衛生ガイドライン準拠施設数	0	40	40

	H29 度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度 (要求)
補助金交付実績	2,000 千円	1,000 千円	3,000 千円	(見込み) 3,000 千円	(要求額) 3,000 千円
ぎふジビエ衛生ガイドライン準拠施設数	15	25	26	29	32
ジビエの活用率(%)	7.9	10.5	24.3	25.0	25.0

※令和元年度のジビエ活用率はニホンジカの頭数のみ (イノシシが利用できないため)

(前年度の成果)

- ・ 事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
中濃、東濃地域に2か所整備予定

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項

野生獣肉の利活用に関し意識が高まる中で、各施設の処理可能能力は小さく、黒字化のラインである年間150頭の処理能力を有した施設へと強化を図っていく必要がある。また、各圏域において年間捕獲頭数が異なるため必要な施設数が異なり、利活用に必要な性がある中で、適正な数の施設整備を図る必要がある。

(事業の評価)

・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）

○：必要性が高い、△：必要性が低い

(評価) ○ 衛生的な解体処理施設を推進し、実需者や消費者が安心してジビエを利用できることにつながるため、当該事業の必要性は高い。

・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）

○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている

△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価) ○ ガイドラインに基づいて処理されたジビエを県主催のイベント等で広くPRしていくことにより、需要の喚起が図られ、野生鳥獣の捕獲から利活用につながる仕組みが構築される。

・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）

○：効率化は図られている、△：向上の余地がある

(評価) ○ 事業実施にあたり、ジビエに対する県民のニーズや事業者のニーズに迅速に対応していく。

(事業の見直し検討)

農作物被害が深刻化しており、防護だけではなく捕獲を推進する中で、捕獲された個体の利活用意識が高まっている。については、利活用に向けた動きが県内で広がる中で、ぎふジビエ衛生ガイドライン準拠施設の整備必要であり支援していく。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由) 各圏域における捕獲頭数から見ると施設必要数の整備が完了していないため、終期を令和3年度とし適正な施設整備を完了させる。